

令和3年度 第1回川崎市住居表示懇談会 会議録

- 1 開催日時 令和4年2月18日（金）午後2時55分～午後3時55分
- 2 開催場所 川崎市役所市民文化局 局会議室
- 3 出席者 委員 菊地委員、塩谷委員、山内委員、吉田委員（五十音順）
事務局 山根部長、渡辺課長、田中課長補佐、平山、萩本
- 4 議題 (1) 高津区上作延地区の新町界・新町名（案）について（公開）
(2) その他（公開）
- 5 傍聴人 なし

6 会議内容（要約方式）

【開会のあいさつ】 市民文化局市民生活部 山根部長

【議題（1）高津区上作延地区の新町界案・新町名案について】

・資料1～3に基づき事務局から説明

事務局 資料及び説明に対する御質問はございますか。

吉田委員 検討された結果が現状の案ということですが、陳情書が提出された過去2回の検討からだいぶ期間が経っていますが、近年になって住民に意向の確認はされていないのですか。

事務局 過去に2度検討をして、まとまらなかった課題について、このたびの検討委員会を立ち上げる前に上作延町会にて地区の住民に独自のアンケートを実施しておりまして、その結果、回答いただいた方の約9割が「向ヶ丘」という町名が変わることに賛同できないと答えていました。
また、このアンケートを実施しているときも「また検討するの?」「町名が変わることには賛成できない」と言った声も寄せられたとお話がありました。
そういった事情を勘案すると向ヶ丘にお住まいの方はだいぶ町名に愛着が強く、住居表示で町名が上作延と変更することを御協力いただくのは難しいことを確認しております。

山内委員 県公社不動ヶ丘第2共同住宅の編入予定部分は編入してしまって問題ありませんか。何か確認等はしていますか。

事務局 この部分につきましては神奈川県公社さんが所有しているところでして、建物がなく住所の利用もないことを確認しており、神奈川県公社さんには事前にお話しをさせていただいております。

山内委員 一応、御了解されているということですね。

事務局 県公社不動ヶ丘第2共同住宅の真裏にあたる敷地の下作延部分につきましては、下作延の住居表示を検討したときに、上作延の住居表示実施のときに町界変更ができるようにあえて残していた部分となります。
また、お住まいの方がお使いの住所は上作延であるため、敷地の一部である下作延部分を編入しても特に影響はないということで、神奈川県公社さんにお話しして予定通り編入する次第です。

山内委員 承知しました。

事務局 それでは、それぞれのお立場からお話しを伺いたいと思うのですが、菊地委員いかがでしょうか。

菊地委員 過去の上作延を検討した段階で1つの形が取れてなかったことが大きいと感じます。ですから、宮前区の方を調整しながら進めて高津区も元々の地名が上作延なので、そういった意味では当初、上作延がいいのかなと思っていただけ、よく考えてみると、向ヶ丘に住む人たちは70年以上この町名ですから、自分たちの町名に対する意識が強いのではないかと感じました。上作延へ戻すことも良いと思うけど住居表示としては分けて考えるということになるのでしょうか。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、吉田委員いかがでしょうか。

吉田委員 向ヶ丘と宮崎については戦後になって、返還されたところになると思うのですが、ある意味で伝統的な成り立ちを考えると、上作延だと思うのですが向ヶ丘としてしまったので、今回の検討でまともらないのであればそのままの町界でもやむを得ないと考えます。

事務局 ありがとうございました。
次に塩谷委員はいかがでしょう。

塩谷委員 はい。検討していただいた町界部分について、1つのブロックとして区切られていると思うのですが、そのブロックの中で上作延のお宅と向ヶ丘のお宅が混在すると、配達の際に困惑する可能性があります。

事務局 例えば4丁目の部分ですが、ここの町界は検討をしたのですが現況のままとしていて、現在も混在している状況であり郵便局さんに関しては対応いただいている箇所であるとは存じております。
また、御利用の住所に変更が生じた場合、配達の点で非常に分かりにくいといった御懸念もその通りだと認識しております。

事務局 次に山内委員にお伺いしますが、上作延を2年に分けて実施した場合に、実施地区と未実施地区が混在する年が生じますが、それに対して懸念される点はございますか。

山内委員 混在するとはいっても、未実施の地区については現状と変わらないという認識でよいでしょうか。

事務 御認識の通りです。

山内委員 実施されない限り、変更がなく現状と変わらなければ問題ないと考えます。

事務局 承知しました。

山内委員 住居表示実施の時期はいつごろですか。

事務局 令和4年度後半を見込んでいます。

事務局 塩谷委員にお尋ねします。住居表示を実施するにあたって好ましくない時期（繁忙期等）はありますか。

塩谷委員 避けたい時期としては10月～1月です。

事務局 例えば1月15日以降はどのような状況でしょうか。段々落ち着いてきますか。

塩谷委員 そのくらいの時期であれば、段々と落ち着いてきているかと思います。

菊地委員 2年に分けた実施について、なぜ2年に分けるのでしょうか。

事務局 1年で実施できる範囲等が明確に決まっているわけではないのですが、これまでの経験則からすると世帯としては3,000世帯、広さは40ヘクタール程度が望ましいと考えます。
これ以上となると、関係機関で行う住所変更の手続きの事務量の増加が通常の事務業務に影響する部分があるようです。

吉田委員 住所を選べるというお話があったかと思います。それはどういうことですか。

事務局 上作延と向ヶ丘の境にある建物について、例えば居住していない方が転入してきた場合に未実施地区であればどちらの地番を利用しても問題はなく、自分たちで選ぶことができます。住居表示を実施した場合に上作延の住所を使用する場合は新築届を届出いただき、市が番号を付番して住所として使用することになります。
しかし、向ヶ丘の住所を使用したい場合は、新築届の届出は必要なく、底地番を使用した住所となり、個々の御選択によることになります。

吉田委員 承知しました。

事務局 それでは以上をもちまして令和3年度第1回住居表示検討委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

7 その他特記事項

(1) 横浜地方法務局川崎支局 統括登記官 金木桂子委員より意見聴取

事務局 上作延地区住居表示検討委員会が取りまとめた新町界案・新町名(案)について、御意見を伺います。また、町界線が道路ではなく民地部分にある部分を残し、現町界のままで実施することについて御意見を伺います。

金木委員 新町界は道路に設定されており、また、町界線が道路ではない部分についても従来のままであるので問題ない考える。

事務局 上作延地区の住居表示実施は全域を1回で実施するのは関係機関への影響が大きいこともあり、2回に分けて実施する予定です。住居表示実施地区と未実施地区が混在する期間が生じますが登記業務において問題はありますか。

金木委員 実施地区と未実施地区が一時期併存するのは、住居表示実施を知らない利用者は戸惑うことはあるかもしれない。

法務局としては実施地区の公図の変更作業を行う際に、未実施地区が混在する一部の公図が交付できない場合があるかもしれないが、交付等のサービスに影響が出ないように対応していく。

事務局 実施時に向ヶ丘を上作延に、下作延を上作延に編入する土地がある。編入によって地番が重複する場合、新たな地番の付け方はどのようになりますか。

金木委員 当該地番区域の最終地番の次の番号を用いて地番を付ける場合と、近隣にある地番に枝番を加えた地番を付け、地番の順序が飛ぶこと（不規則になる）を避ける方法の2通りがあり、登記官の裁量で行っている。

事務局 今後の参考として伺います。住居表示実施の時期について御意見ありますか。

金木委員 登記事件（何らかの変更の申請がされていること）の件数が増える年末から年度末以外がよいが（住民等関係者で決めていることなので）、適切に対応していく。

事務局 貴重な御意見ありがとうございました。

（2）日本地名研究所 理事 小田 富英委員（「地名と風土」編集長）

小田委員 小委員会の構成はどうなっているのか。

事務局 検討委員会委員で上作延町内会に所属する5名で構成されています。もともとは向ヶ丘との町界の検討のために作られたものです。

小田委員 検討を早急にしなければならなかったのか。住居表示を行う期限はあるのか。

事務局 明確な期限はありません。検討委員会で町界・町名案をまとめて、告示後、議会へ上程します。

小田委員 地名の観点からは、もともと上作延であった地域であり、向ヶ丘は新しいものだと思うが。向ヶ丘は、いつできたのか。

事務局 戦後の昭和20年代（昭和26年9月）です。

小田委員 そうすると、住み続けて何十年という年月が経っているので住民としては愛着があると思う。

事務局 向ヶ丘の住民は住居表示を希望していないが、上作延の住民は希望しています。検討委員から「町界に関わる複数の住民は、町名が向ヶ丘から変わることに対して反対している」といった報告があり、検討委員会としては上作延の住居表示がまたできなくなってしまうのではないかと危惧していました。

小田委員 向ヶ丘には町内会はないのか。

事務局 上作延町会には上作延と向ヶ丘の両方が所属しており、向ヶ丘に町内会はありません。住居表示の実施を検討していくなかで、向ヶ丘の住居表示実施に伴って、町会を分けようという話も上がってしまいましたが、そこは上作延町会側が「これまでともに活動してきたので、今後もともに活動していこう」と、分裂しないように努めた記録があります。

小田委員 地元の人が言うことがそういう意見なのであれば、その意見を尊重するほうが良いのだろう。
作延とつく地名は守らなければならない地名と思っている。

事務局 承知しました。

小田委員 由緒ある地名を残していくことについて、東京のほうでは、消えた地名を復活する動きがあり、公園や橋に小字等をつけているようだ。そういった考え方や取組みも今後は必要なのかもしれないと感じている。

事務局 承知しました。

小田委員 また、警察署や郵便局といった公的機関の懇談会委員の話をうかがうと、住所の番号については仕事と密接に関わるものであり、すぐに場所がわかったほうがよいのだな、と感じる。地名を守ることも大事だが、わかりやすい住所の表示も必要なことだと思った。

事務局 貴重な御意見ありがとうございました。